

●成年後見制度利用促進基本計画による今後の取組

		流山市成年後見制度利用促進基本計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)地域連携ネットワークの構築	①中核機関・協議会の運営	実施 (R6～ながれやま権利サポート会議における検討事例の評価を含む)		
	②相談支援体制の強化 ・相談窓口の対応向上、中核との連携強化	事例検討会や勉強会の実施		
	③権利擁護支援の検討を行う体制づくり ・ながれやま権利サポート会議の実施(主に成年後見制度の利用に関する判断)	ながれやま権利サポート会議実施		
	・受任者調整	必要性及び適切な受任者調整の検討、家庭裁判所との調整		実施
(2)成年後見制度の利用促進	①成年後見制度の普及・啓発 ・成年後見制度及び相談窓口の周知	成年後見制度及び市内相談窓口の周知		
	②市長申立て及び報酬助成の実施	実施		
(3)担い手の確保	①市民後見人の養成・育成方針の検討	法人後見実施団体等との連携、育成方針の検討		養成研修の実施
	②後見活動支援の検討	方針の検討		実施